

令和6年度 地域密着型 サービス等事業所集団指導

長野市高齢者活躍支援課

幸せ実感都市『ながの』



看護小規模多機能型居宅介護



利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減に資する方策を検討する ための委員会

- ▶ 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、「**入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会**」を定期的を開催しなければならない。
- ▶ テレビ電話装置を活用して行うことが可能

【令和9年3月31日まで努力義務】



サービス提供が過少である場合

- ▶ 通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、週平均1回に満たない場合又は登録者1人当たりの平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定します。



認知症加算（Ⅰ）①

(1) 認知症日常生活自立度のランクⅢ以上の者に対して専門的な認知症ケアを実施していること

(2) 認知症介護実践リーダー研修等修了者を、日常生活自立度Ⅲ以上の者の数の区分に応じて、当該区分に定める数以上配置していること

20人未満の場合：1以上

20人以上の場合：1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数



認知症加算（Ⅰ）②

- (3) 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的を開催していること
- (4) **認知症介護指導者研修等修了者**を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること
- (5) 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること



認知症加算（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）

▶ 認知症加算（Ⅱ）

（Ⅰ）の要件（1）～（3）に適合すること

▶ 認知症加算（Ⅲ）

認知症日常生活自立度ランクⅢ以上の者に対してサービス提供を行うこと

▶ 認知症加算（Ⅳ）

要介護2かつ認知症日常生活自立度ランクⅡの者に対してサービス提供を行うこと



緊急時対応加算

- ▶ 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること
- ▶ 利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制であって、かつ、緊急時の訪問及び緊急時における宿泊を行う体制にあること



専門管理加算

遠隔死亡診断補助加算

○専門管理加算

- ▶ 緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る**専門の研修を受けた看護師**又は**特定行為研修を修了した看護師**が、指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定する。

○遠隔死亡診断補助加算

- ▶ 情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬の死亡診断加算を算定する利用者について、その主治の医師の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、当該利用者の死亡月につき所定単位数を加算する。



総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）①

▶ 従来の要件

- (1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。
- (2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。
- (3) 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。



総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）①

▶ 新たに加わった要件

- (4) 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。
- (5) 必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。



総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）②

(6) 次のいずれかに適合すること

ア 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。

イ 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。

ウ 地域住民等、他のサービス事業者等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

エ 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業や、医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業等に参加していること。



受講確認について

- ▶ 「説明動画の視聴＋資料の閲覧」及び受講確認票の提出を以て、出席となります。

- ▶ 報告方法

ながの電子申請サービス（長野市）から受講確認票の申請を行ってください。

https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52087

- ▶ 報告期限

令和7年3月31日（月）

